

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可番号 第04305002252号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 氏 所 名 福岡県京都郡苅田町大字与原2210番地の2
株式会社みやこ産業
代表取締役 金谷 相勲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和3年（2021年）7月14日

許可の有効年月日 令和8年（2026年）7月13日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破砕物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	—
汚泥	—	—		—	—
廃油	—	—		—	—
廃プラスチック類	—	—		—	—
木くず	—	—		—	—
ゴムくず	—	—		—	—
金属くず	—	—		—	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	—		—	—
鉱さい	—	—		—	—
ばいじん	—	—		—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成23年（2011年）7月14日付けで新規許可
- (2) 平成26年（2014年）10月9日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：金谷 淳漢）
- (3) 平成28年（2016年）6月30日付けで更新許可
- (4) 平成30年（2018年）11月8日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「木くず」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「鉱さい」及び「ばいじん」を追加。）

- (5) 平成31年(2019年)3月12日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:金谷 相勲)
- (6) 令和3年(2021年)7月12日付けで更新許可
- (7) 令和5年(2023年)10月23日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:金谷 大漢)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考